

被災者生活再建支援金(加算支援金)の

申請期間の終了について

東日本大震災により住家を失った世帯に対し住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金(加算支援金)について、陸前高田市の申請期間は令和4年4月10日で終了します。

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

1 申請期間

陸前高田市 令和4年4月10日まで

2 支給額(被災時に世帯人数が1人の場合は単身世帯、2人以上の場合は複数世帯となります。)

・住宅の再建方法: 建設・購入 ※

複数世帯 200万円、単身世帯 150万円

・住宅の再建方法: 補修 ※

複数世帯 100万円、単身世帯 75万円

・住宅の再建方法: 賃借(公営住宅を除く。)

複数世帯 50万円、単身世帯 37.5万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、賃貸での加算支援金(50万円)との合計で200万円(又は100万円)。(複数世帯の例)

【お問い合わせ先】

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野1番地

陸前高田市建設部復興支援室

TEL0192-54-2111(代表) 内線447